

○犬山市自主防災活動支援補助金等交付要綱

令和2年3月25日要綱第60号

犬山市自主防災活動支援補助金等交付要綱

犬山市自主防災組織助成要綱（平成29年要綱第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、犬山市自主防災組織設置要綱（昭和56年要綱第1号）に規定する自主防災組織（以下「防災会」という。）の活動を支援し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として交付する犬山市自主防災活動支援補助金等（以下「補助金等」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「防災用資機材」とは、災害発生時における救命救助活動、避難及び避難生活に要する資機材のうち、市長が認めるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金等の交付対象となる者は、市内の町内会及び防災会とする。

（補助金等の内容）

第4条 補助金等の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災会を新たに設置する町内会に対する防災用資機材の支給
- (2) 防災用資機材を購入する防災会に対する補助金の交付

（補助金の額等）

第5条 前条第2号に掲げる補助金の額は、防災用資機材の購入に要する費用の2分の1に相当する額とし、50,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の交付は、一の年度につき1回に限る。

（交付申請）

第6条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犬山市自主防災活動支援補助金等交付申請書（様式第1）に、第4条第2号の交付を受けようとする場合にあっては購入する防災用資機材に係る次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) カタログ等の写し
- (3) 保管場所の位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、犬山市自主防災活動支援補助金等交付・不交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、防災用資機材の支給に係る前項の決定をしたときは、速やかに防災用資機材を申請者に支給するものとする。
(交付請求)

第8条 防災用資機材の購入に係る前条第1項の通知を受けた者は、犬山市自主防災活動支援補助金交付請求書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(訓練の実施)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、支給を受け、又は購入した防災用資機材を使用して自主防災訓練を実施しなければならない。
(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。